

湖西高等学校校則

校則は、本校生徒が常に高校生としての自覚をもって行動し、より充実した学校生活を送るために、生徒一人ひとりの日常における基本的な生活態度を示すものである。校訓「克己」のもと、常に自立の精神をもって、よりよい校風の樹立につとめなければならない。

I 礼儀

- 1 教職員や目上の人に対しては尊敬の念をもって接する。
- 2 友人間においても相互の人格を尊重し理解と親しみの情をもって接する。
- 3 校内、校外に関わらず、社会道徳を守り、挨拶を励行し、常に本校生徒として恥ずかしくない言動をとる。

II 服装

- 1 服装は常に清潔さと、高校生としての品位を保つようにする。
- 2 通学には、制服を着用する。
- 3 制服
 - (1) 制服は、学校指定のものとする。
 - (2) 着用期間
冬服、合服、夏服の着用については、気候に応じて各生徒が判断する。
- 4 頭髪は、男女とも清潔で高校生らしい型とする。
- 5 履物は、黒または焦げ茶の革靴、あるいは運動靴等とする。
- 6 通学バッグは本校規定のものとする。
- 7 防寒着は高校生としての常識的な色・型のものとする。
- 8 体育・部活動等の服装については、授業担任や部活動顧問等の指示に従う。
- 9 特別の事由で、上記の規定以外の服装をしなければならないときは、事前に異装届を提出し、許可を受けなければならない。
- 10 その他細部については学校の指示に従う。

Ⅲ 校内生活

1 授業

- (1) 意欲をもって積極的に学習に取り組むこと。そのためには、充分に予習して、授業にのぞむ。
- (2) 当番は、始業前に、授業担任に連絡して、授業の準備等について指示を受け、学習グループの生徒に連絡する。
- (3) 始業のチャイムで、授業が開始できるように準備する。

2 欠席

- (1) 欠席する時はあらかじめ保護者がHR担任に連絡する。
- (2) 三親等以内の近親に死亡者があった時は、HR担任に連絡する。なお、このことによる欠席は忌引の取扱いとなる。

3 遅刻、早退、校外外出

- (1) 遅刻した時は、まず職員室へ行き、「遅刻管理簿」に記入してもらうとともに「遅刻カード」を受け取って、教室に行く。「遅刻カード」は、授業担任に提出する。
- (2) 早退は、すべて事前にHR担任に連絡し、許可を受ける。なお、病気による早退の場合は、必ず養護教諭の診断を受け、HR担任に連絡して許可を受けてから下校する。また、帰宅したら直ちに、HR担任に連絡する。
- (3) 登校後、下校までは、みだりに校外に出ることを禁止する。

4 施設、器具の使用

- (1) 施設、器具、机、椅子などは取り扱いに注意し、大切に使う。万一、紛失、破損等をした時は、直ちに管理責任者に申し出る。

5 清掃、美化、整頓

よい学習環境をつくるため、校内を汚さないよう心がけるとともに、常に清掃、美化につとめる

6 掲示、放送等

掲示、放送、印刷物の配布等については、その責任者は、すべて事前に係教師に届出、許可を受けなければならない。

7 所持品

- (1) 学習に不要なもの、必要以上の金銭を学校に持ってこない。

- (2) 携帯電話等は、校内での使用を禁止する。
- (3) 拾得物、紛失物は、直ちに担当職員に届出る。

8 集金、集会、物品等の販売

- (1) 無断で集金、集会をしてはならない。
- (2) 無断で物品、各種入場券等の販売をしてはならない。

9 下校時刻

- (1) 生徒の下校時刻は、5時30分とする。
- (2) 下校する時は、室内の整頓、窓、廊下の戸締り等を完全にする。

IV 校外生活

1 夜間外出、外泊等

- (1) 夜間外出は保護者の責任のもとで行わなければならない。
- (2) 友人間の外泊は禁止する。やむをえない時は保護者の許可を得ること。

2 アルバイト

- (1) アルバイトは、原則として禁止する。
- (2) 経済的事由等により、アルバイトを希望する場合は、保護者を通じてHR担任に申し出たうえ、「アルバイト許可願」を提出し、許可を受けなければならない。ただし、夏休み、冬休み、春休み中のアルバイトについては、本人からHR担任に申し出てもよい。
- (3) アルバイト従事中は、本校で発行した「アルバイト許可証」を、常に携帯していなければならない。
- (4) 長期休業中のアルバイトは、休業期間の半分の日数を限度とする。

3 原付、自動二輪車等の運転免許証の取得は禁止する。また、原付、自動二輪車等を運転してはならない。

4 祭礼への参加は学校の許可をとる。

5 教育上好ましくない飲食店、娯楽場等に出入りしてはならない。

6 喫煙、飲酒は、絶対にしてはならない。

7 SNS・インターネットは適切に利用する。

8 教育活動中に政治的活動を行ってはならない。

9 上記1～8に掲げた禁止事項を行った者に加担したり、行っている場に同席したりしてはならない。

V 交通安全

1 常に交通ルールを守り、安全に充分留意するとともに、後述の交通安全規約を厳守する。

2 自転車通学

- (1) 「自転車通学許可願」を提出し、許可を受ける。
- (2) 使用自転車に、本校の許可証をつける。
- (3) TSマークに毎年度加入する。

VI 願、届事項とその手続き

1 願届書はすべて保護者の署名押印の上、HR担任を通して学校長に提出する。

2 届書を提出しなければならない場合は次のとおりである。以下略